

令和7年度（2025年度）熊本県立農業大学校ドローン研修実施業務委託 基本仕様書

1 委託業務名

令和7年度（2025年度）熊本県立農業大学校ドローン研修実施業務

2 研修の目的

熊本県立農業大学校（以下、「農大」という。）の学生が、最新のドローン技術を活用した農業や関係法令等を理解し、飛行操作技術や安全操作技術等を習得することを目的とし、優れた農業人材の育成を図る。

3 委託業務の内容

(1) 企画業務

ア 1年生向けドローン研修（基礎）

研修内容に関する企画書の作成。なお、与件については、以下のとおりとする。

基本方針	農大1年生が、ドローンの農業現場での活用事例や法律等のルールを理解し、小型ドローンの操作技術を習得する。また、農業用ドローンの操作体験を行い、理解促進を図る。
受講対象者	農大1年生のうち受講希望者（最大57名） ※受講者の決定は農大で行う。
実施時期	令和7年9月～10月のうち農大が指定する以下の4日間
内容	<p>①座 学</p> <p>日 時：令和7年9月25日13：10～14：40</p> <p>場 所：熊本県立農業大学校</p> <p>内 容：</p> <p>ア 農業用ドローンの基礎（飛行原理、基本構造、他分野での活用など）</p> <p>イ 安全利用（利用時の服装、心構え、よくある事故、安全始動のポイント、充電時や保管時の注意、飛行に適さない気候条件、安全確認方法、保険加入など）</p> <p>ウ ドローンに関する各種法律（航空法・小型無人機等飛行禁止法等）や制度・運用（ドローン情報基盤システム、機体登録、飛行許可等）</p> <p>エ その他スマート農業技術の基礎及び活用例</p> <p>オ 筆記試験の実施</p> <p>②実 習</p> <p>日 時：3日間（令和7年9月29日（月）、30日（火）、10月2日（木）13：10～16：20） ※雨天の場合は、別日に延期</p> <p>場 所：熊本県立農業大学校</p> <p>内 容：</p>

	<p>ア 小型ドローン（GPS無し）による操作技術習得 イ 小型ドローン（GPS有り）による操作技術習得 ウ 農業ドローンによる操作体験 エ 技術評価の実施</p> <p>留意事項</p> <p>(a) 受講生を3グループ（最大20名／グループ）に分け、1日あたり1グループに対し、実習を行うこと（3日間すべて同じ内容）。</p> <p>(b) 実習で使用するドローンの一部は農大から提供が可能（別紙）。受託者は、農大が提供するドローンの他、実習に必要なドローンを準備すること。なお、持ちこむドローンについては、損壊リスクに対応するため損害保険に加入すること。また、航空法その他関係法令等を遵守し、必要な手続きを済ませること。</p> <p>(c) 実施にあたっては指導者を複数名つけるなど安全な実施運営とすること。</p> <p>(d) 熱中症対策など十分におこなうこと。</p> <p>(e) 雨天により実施できない場合の予備日は10月3日（金）、11月5日（水）、11月7日（金）とする。</p> <p>③学生評価</p> <p>座学での筆記試験及び実習の技術評価に基づき、100点満点で評価を行う。なお、出席状況や授業態度等に対する評価は農大で行う。</p>
--	--

イ 2年生向けドローン研修（実践）

研修内容に関する企画書の作成。なお、与件については、以下のとおりとする。

基本方針	1年時にドローン研修（基礎）を受講し、成績優秀だったものに対し、農業用ドローンの実践的な操作技術習得を図る。また、自動航行など新たなドローン活用方法の体験を行う。
受講対象者	農大2年生のうち1年時のドローン研修（基礎）で成績優秀だったものうち受講希望者（最大21名） ※受講者の決定は農大で行う。
実施時期	令和7年10月のうち農大が指定する以下の6日間
内容	<p>①座学</p> <p>日時：令和7年10月20日（月）13：10～14：40 場所：熊本県立農業大学校 内容：</p> <p>ア 安全利用及びドローンに関する各種法律・制度等について イ 農業におけるドローン活用事例（農薬散布、肥料散布、播種、受粉、農産物運搬、圃場センシング、鳥獣被害対策、</p>

	<p>自動操舵など) ウ 筆記試験の実施</p> <p>②実 習</p> <p>日 時：令和7年10月20日（月）14：50～16：20 令和7年10月21日（火）、23日（木）、24日（金）、 27日（月）、28日（火）13：10～16：20 ※雨天の場合は、別日に延期</p> <p>場 所：熊本県立農業大学校</p> <p>内 容：</p> <p>ア 小型ドローン（GPS有り）による操作技術確認 ：受講生を2グループ（10名程度／グループ）に分け、 安全始動や操作方法について、指導を行うこと。</p> <p>イ 農業ドローンによる操作技術習得（散布パターンの習得） ：実際のほ場を想定し、農薬散布パターンの操作技術を習 得する。なお、実際に農薬散布を行わないが、実習中に 一度は水を散布するなど、より実践的な内容とすること。</p> <p>ウ 自動航行技術など、新たな農業ドローンの活用技術に係る 体験</p> <p>エ 技術評価の実施</p> <p>留意事項</p> <p>(a) 実習で使用するドローンの一部は農大から提供が可能（別 紙）。受託者は、農大が提供するドローンの他、実習に必 要なドローンを準備すること。なお、持ちこむドローンに ついては、損壊リスクに対応するため損害保険に加入する こと。また、航空法その他関係法令等を遵守し、必要な手 続きを済ませること。</p> <p>(b) 実施にあたっては指導者を複数名つけるなど安全な実施運 営とすること。</p> <p>(c) 熱中症対策など十分におこなうこと。</p> <p>(d) 雨天により実施できない場合の予備日は10月30日 （木）、31日（金）とする。</p> <p>③学生評価</p> <p>座学での筆記試験及び実習の技術評価に基づき、評価を行う。 なお、出席状況や授業態度等に対する評価は農大で行う。</p>
--	--

ア・イ共通

研修場所は農業大学校であり、研修会場使用料は発生しません。

(2) 運營業務

ア 必要な機材や資材等を準備すること

- イ 講師や指導者等を適切に配置し、農作業事故防止の対策を行うこと
- ウ 配布資料の作成や準備を行うこと
- エ 筆記試験問題の作成や技術評価を実施すること。なお、技術評価にあたっては評価ポイントを点数化し、数字に基づく根拠を示せるようにすること
- オ 豪雨や雷などの天候リスクや熱中症などに十分配慮すること
- カ その他研修にあたり必要な業務

4 業務執行体制

業務の執行に当たっては、担当者の配置に加え、統括する責任者を配置すること。なお、業務内容や進捗状況について県担当者と密に協議を行うこととする。

5 委託期間

契約締結日から令和8年（2026年）1月30日（金）まで

6 成果品

- (1) 事業実施報告書（正副1部）
- (2) 各回の研修配布資料
- (3) 筆記試験とりまとめ結果（採点の根拠も含む）
- (4) 研修の様子がわかる写真

7 その他

- (1) 本仕様書に定めがない事項であっても、当方が必要と認めて指示する簡易な事項については、受託者は、契約金額の範囲内で実施すること。
- (2) 受託者は、業務遂行上必要と認められるものであって、本仕様書の解釈に疑念が生じた事項及び本仕様書に明記していない事項については、県と協議のうえ、解決すること。
- (3) 成果物に対し、著作権法に規定する著作物が発生する場合は、その権利（著作権法第2章及び第3章に規定する著作権）は、成果物の引き渡しと同時に発注者に移譲するものとする。ただし、受託者の著作権の行使について、発注者の承諾を得た場合はこの限りではない。
- (4) 業務の執行に際して知り得た情報等について、いかなる理由を持っても委託業務期間中、又は委託業務期間終了後において、第三者に漏らしてはならない。
- (5) 受託者は、個人情報保護法を遵守し、個人情報が増えることがないようにすること。
- (6) 業務の内容、方法等に疑義が生じた場合は、県と受託者において十分協議するものとする。

農業大学校が提供するドローン

- ・小型ドローン（GPS 無）一式：VISUO バトルシャーク （写真 1）
- ・小型ドローン（GPS 有）一式：DJI スパーク+iphone6s （写真 2）
- ・小型ドローン（GPS 有）一式：DJI マビックミニ （写真 3）

※いずれの機体も航空法上の機体登録は行っていない

写真 1



写真 2



写真 3

